

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業

実施方針

令和8年4月

伊丹市上下水道局

【実施方針】

目次

第1章 事業の概要.....	1
1.1 事業の目的.....	1
1.2 事業内容に関する事項.....	1
1.3 事業形態.....	1
1.4 対象施設.....	3
第2章 応募者の募集及び事業者選定に関する事項.....	9
2.1 事業者の募集及び選定スケジュール.....	9
2.2 実施方針等に関する質疑等.....	10
2.3 実施方針等に関する説明会の実施.....	11
第3章 事業者の応募資格要件.....	12
3.1 応募者の構成.....	12
3.2 事業スキーム.....	12
3.3 応募者の備えるべき応募資格要件.....	13
3.4 応募者の資格要件を喪失した場合の取扱い.....	16
第4章 応募の手続き等.....	17
4.1 募集要項等.....	17
4.2 応募資格の審査.....	17
4.3 選定委員会.....	17
4.4 優先交渉者の決定及び公表.....	17
第5章 提出書類の取扱い.....	18
5.1 著作権.....	18
5.2 特許権等.....	18
第6章 事業者の責任明確化等工事の適切かつ確実な実施の確保に関する事項.....	19
6.1 基本的な考え方.....	19
6.2 要求水準と契約不履行.....	19
6.3 技術提案等が達成されなかった場合の対応.....	19
6.4 予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方.....	19
第7章 契約に関する事項.....	22
7.1 契約手続き.....	22
7.2 契約の枠組み.....	22
第8章 支払条件.....	24
8.1 費用の構成.....	24
8.2 費用の調達.....	24
8.3 費用の支払方法.....	24

8.4 物価変動による工事費の変更.....	24
第9章 モニタリング.....	25
9.1 モニタリングの目的.....	25
9.2 事業者によるセルフモニタリング.....	25
第10章 事業内容や契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	25
第11章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	25
11.1 情報公開及び情報提供.....	25
11.2 本局からの提示資料の取扱い.....	25
11.3 応募に伴う費用負担.....	25

第1章 事業の概要

1.1 事業の目的

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業（以下「本事業」という。）は、令和8年2月に策定した「伊丹市水道ビジョン 2035 未来につなぐ 安全・安心な 伊丹の水道」に掲げる「配水本管更新事業の推進」を実現するための施策であり、現在老朽化が進行している配水本管の更新・耐震化を推進することを目的とする。

1.2 事業内容に関する事項

(1) 事業名

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業

(2) 事業場所

伊丹市 全域（図 1-1～図 1-3 参照）

(3) 管理者名

伊丹市上下水道事業管理者
大西 俊己

1.3 事業形態

(1) 発注方式

本事業は、伊丹市上下水道局（以下「本局」という。）と事業契約を締結した事業者が、対象施設の設計及び施工を行った後、本局に施設を引き渡す設計施工一括発注方式（DB方式）により実施する。

(2) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は次のとおりとする。事業者は、設計及び施工を一体の事業として実施する。

① 設計

- ・ 測量調査、地質調査等の調査業務
- ・ 詳細設計業務
- ・ 設計に伴う各種申請等の業務（関係機関との協議調整を含む）
- ・ 交付金申請書作成支援業務

② 工事

- ・ 工事業務（各種工事及び工事管理含む）
- ・ 通水準備補助業務
- ・ 工事に伴う各種許認可等の申請業務
- ・ 交付金申請書作成支援業務
- ・ 家屋調査

- ・ 変更及び出来高精算業務

(3) 事業期間

令和 18 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限価格（予定）

本事業の提案上限価格については、募集要項（案）等を参照する。

1.4 対象施設

本事業の対象施設は、表 1-1 及び図 1-1～図 1-3 に示すとおりである。

表 1-1 対象施設の概要

路線名称	仕様・規模等
千僧系統北部 第 1 配水本管	開削工-県道 DIP-NS ϕ 500mm 127m 開削工-市道 DIP-NS ϕ 500mm 510m 開削工-県道 DIP-NS ϕ 600mm 14m 開削工-市道 DIP-NS ϕ 600mm 443m 開削工-市道 DIP-NS ϕ 800mm 868m 推進工-県道 DIP-PN ϕ 500mm 162m 推進工-市道 DIP-PN ϕ 500mm 14m 推進工-市道 DIP-PN ϕ 600mm 47m 推進工-市道 DIP-PN ϕ 800mm 21m 推進工-市道 DIP-PN ϕ 800mm 84m 不断水分岐 ϕ 100mm \times ϕ 100mm 1 箇所 不断水分岐 ϕ 500mm \times ϕ 500mm 1 箇所 インサートバルブ ϕ 500 1 箇所 布設延長 2,290m
千僧系統北部 第 2 配水本管	開削工-県道 DIP-GX ϕ 300mm 510m 開削工-県道 DIP-GX ϕ 450mm 496m 推進工-県道 DIP-PN ϕ 500mm 62m 不断水分岐 ϕ 300mm \times ϕ 250mm 1 箇所 不断水分岐 ϕ 300mm \times ϕ 300mm 4 箇所 インサートバルブ ϕ 300 1 箇所 不断水仕切弁 ϕ 300 1 箇所 布設延長 1,068m
千僧系統北部 第 3 配水本管	開削工-県道 DIP-GX ϕ 400mm 163m 開削工-市道 DIP-GX ϕ 400mm 155m 推進工-県道 DIP-PN ϕ 400mm 15m 不断水分岐 ϕ 150mm \times ϕ 150mm 1 箇所 不断水分岐 ϕ 300mm \times ϕ 300mm 1 箇所 布設延長 333m
千僧系統北部 第 4 配水本管	開削工-県道 DIP-GX ϕ 400mm 472m 推進工-国道 DIP-PN ϕ 400mm 28m 不断水分岐 ϕ 200mm \times ϕ 200mm 1 箇所 不断水分岐 ϕ 500mm \times ϕ 400mm 1 箇所 不断水仕切弁 ϕ 500 1 箇所

					布設延長 500m
千僧系統西部 第1配水本管	開削工-県道	DIP-GX	φ 150mm	50m	
	開削工-県道	DIP-GX	φ 350mm	768m	
	開削工-市道	DIP-GX	φ 350mm	1,274m	
	推進工-県道	DIP-PN	φ 350mm	16m	
	推進工-市道	DIP-PN	φ 350mm	10m	
	不断水分岐		φ 150mm × φ 150mm	2箇所	
	不断水分岐		φ 200mm × φ 200mm	1箇所	
					布設延長 2,118m
千僧系統南部 第1配水本管	開削工-県道	DIP-GX	φ 300mm	205m	
	開削工-市道	DIP-GX	φ 300mm	514m	
	開削工-市道	DIP-NS	φ 500mm	791m	
	開削工-市道	DIP-NS	φ 700mm	901m	
	開削工-場内	DIP-NS	φ 800mm	107m	
	推進工-市道	DIP-PN	φ 300mm	14m	
	推進工-市道	DIP-PN	φ 500mm	497m	
	推進工-市道	DIP-PN	φ 500mm	17m	
	推進工-市道	DIP-PN	φ 500mm	8m	
	推進工-県道	DIP-PN	φ 700mm	21m	
	推進工-市道	DIP-PN	φ 700mm	14m	
	推進工-国道	DIP-PN	φ 700mm	51m	
	不断水分岐		φ 100mm × φ 100mm	1箇所	
	不断水分岐		φ 150mm × φ 150mm	2箇所	
	不断水分岐		φ 250mm × φ 250mm	3箇所	
水管橋-市道	パイプビーム	φ 300	3m		
					布設延長 3,143m
千僧系統南部 第2配水本管	開削工-県道	DIP-NS	φ 500mm	433m	
	開削工-市道	DIP-NS	φ 500mm	376m	
	推進工-市道	DIP-PN	φ 500mm	7m	
	推進工-市道	DIP-PN	φ 500mm	17m	
	不断水分岐		φ 250mm × φ 250mm	2箇所	
					布設延長 833m、撤去延長 433m
全体					布設延長 10,285m、撤去延長 433m

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

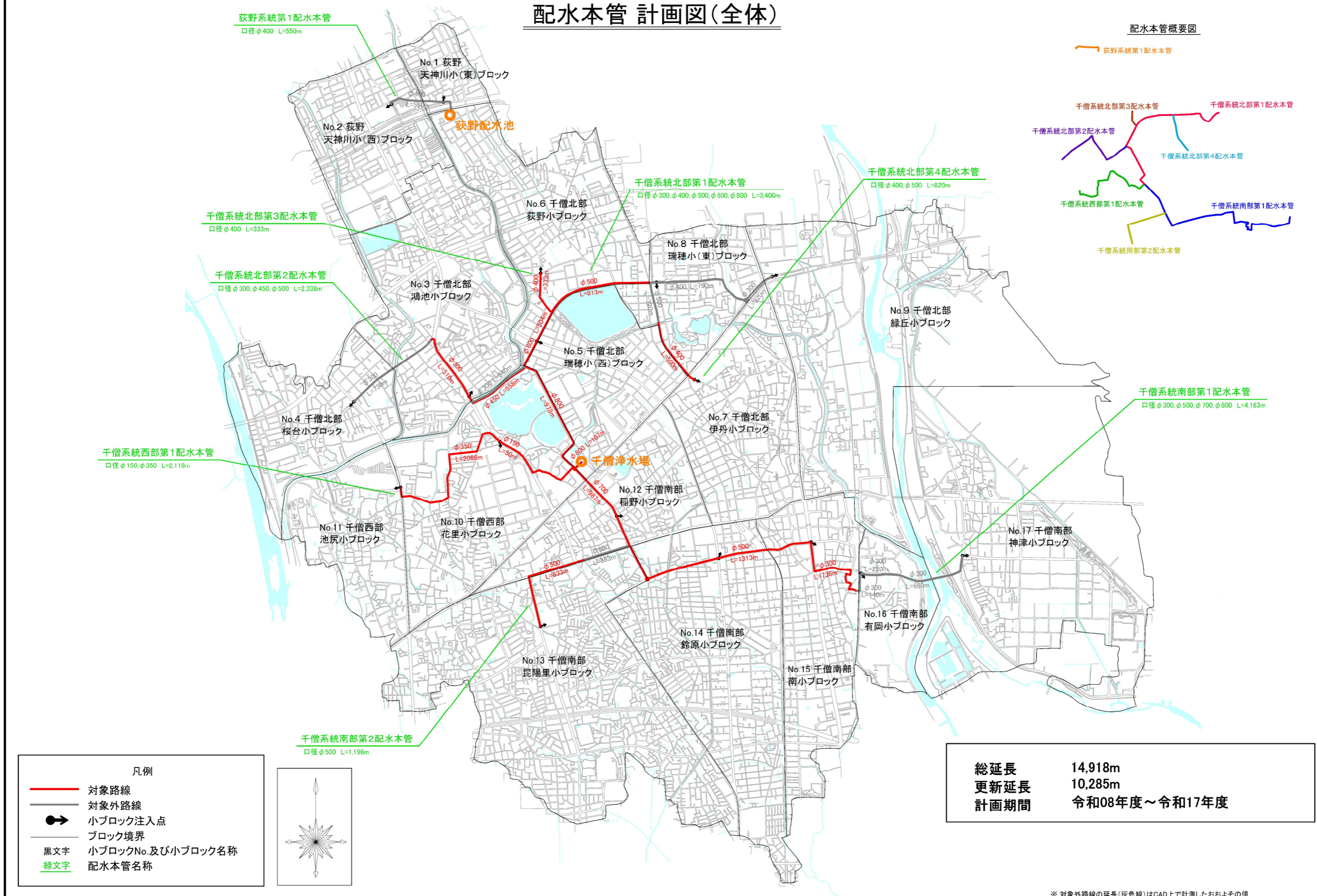
※千僧系統北部第1配水本管の「開削工-市道φ800mm 868m」のうち124mは歩道に布設する計画である。

※既設管撤去について、交付金の活用及び施工の可能性を踏まえた上で、全体コストの低減

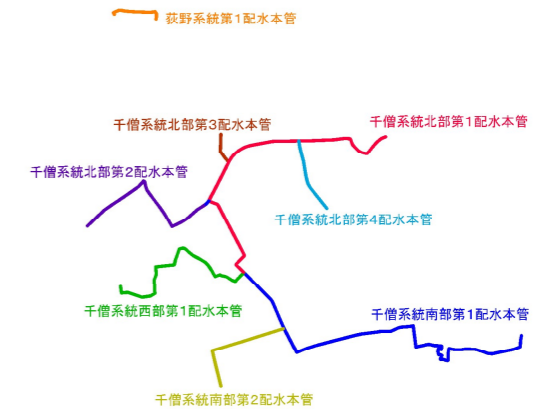
に繋がる場合は、撤去の要否変更の提案も可能とする。なお、基本設計における考え方は以下に示すとおりである。

- ・ 既設管と同ルートに新設管を布設する路線（千僧系統南部第2配水本管）については、本事業にて既設管を撤去する。

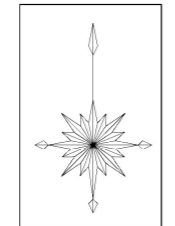
配水本管 計画図(全体)



配水本管概要図



- 凡例
- 対象路線
 - 対象外路線
 - 小ブロック注入点
 - 小ブロック境界
 - 黒文字 小ブロックNo.及び小ブロック名称
 - 緑文字 配水本管名称



総延長	14,918m
更新延長	10,285m
計画期間	令和08年度～令和17年度

※ 対象外路線の延長(灰色線)はCAD上で計測したおおよその値

図 1-1 対象施設の概要①

配水本管 計画図(千僧系統北部・西部)

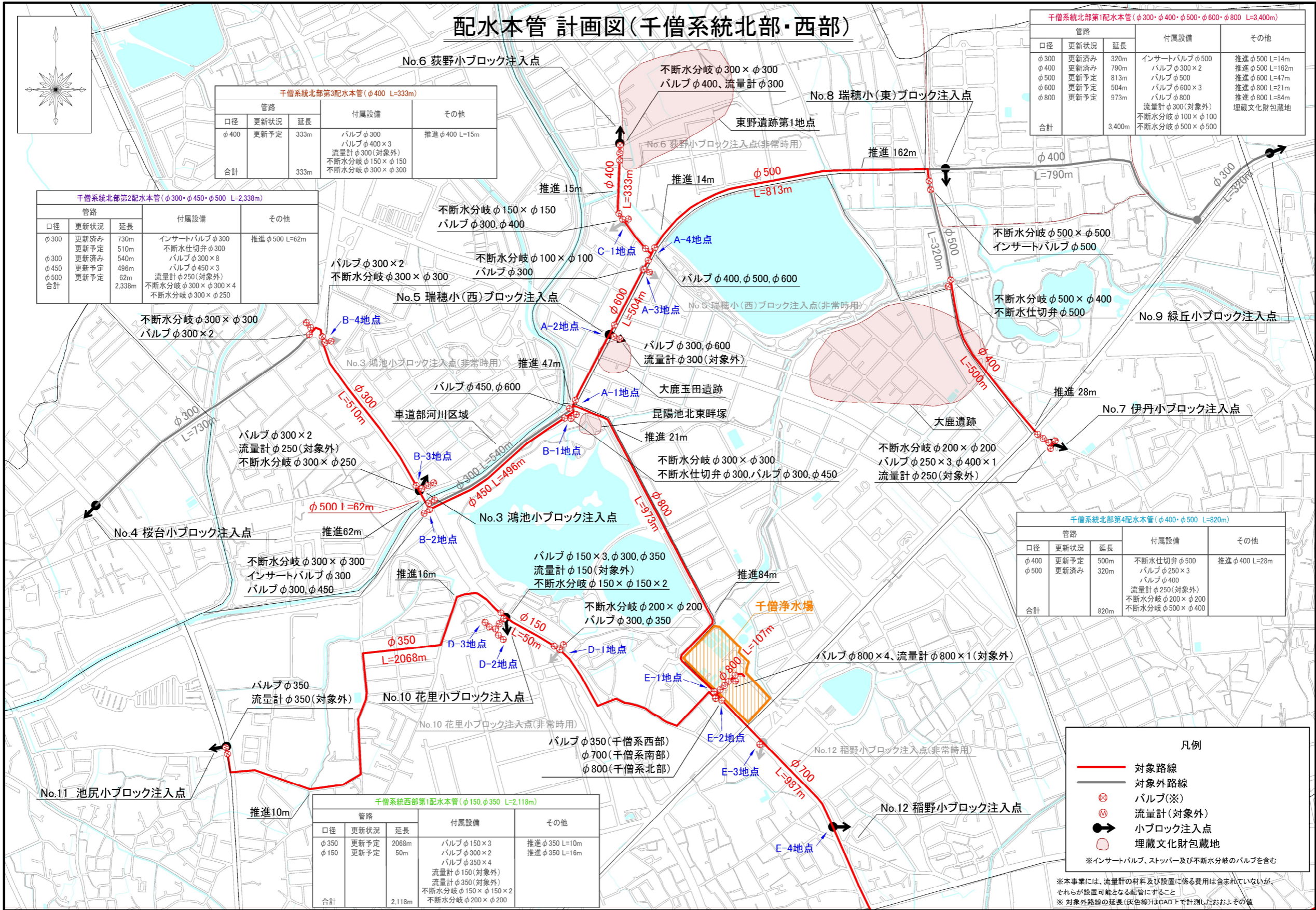


図 1-2 対象施設の概要②

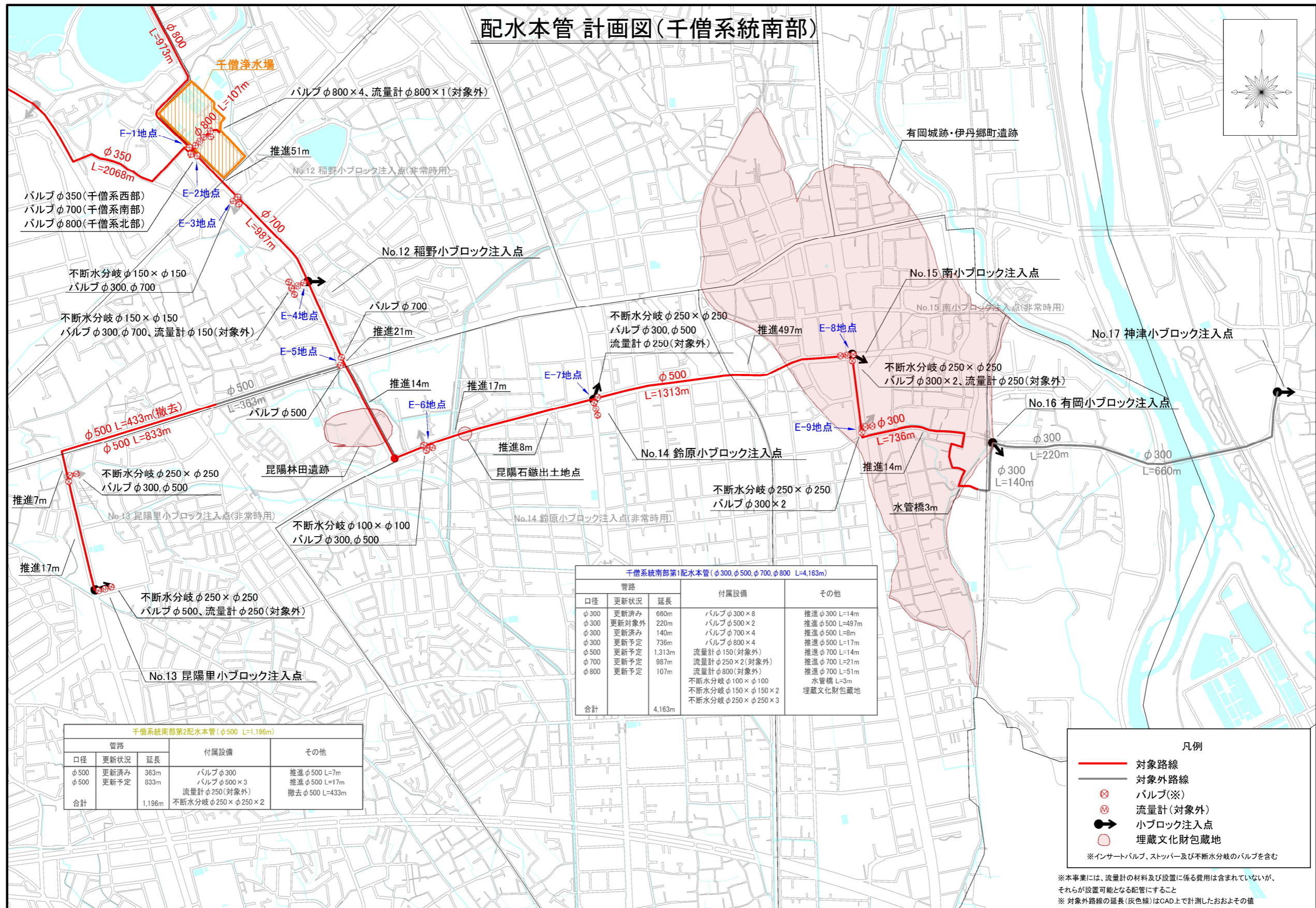


図 1-3 対象施設の概要③

第2章 応募者の募集及び事業者選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、下表のとおりである。

実施内容	年月日
実施方針及び要求水準書（案）等の公表	令和8年4月上旬
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付（開始～締切り）	令和8年4月上旬～5月下旬
説明会の実施	令和8年5月中旬
実施方針及び要求水準書（案）等に関する質問への回答の公表	令和8年6月上旬
第1回審査会	令和8年6月下旬
募集要項等（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、提案書類作成要領及び様式集、基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）、工事請負契約書（案））の公表	令和8年7月上旬
資料貸与申請（開始～締切）	令和8年7月上旬～7月中旬
募集要項等に関する質問の受付（開始～締切）	令和8年7月上旬～7月下旬
募集要項等に関する質問への回答の公表	令和8年8月上旬
応募資格審査書類の受付（受付開始～締切）	令和8年8月上旬～9月上旬
臨時審査会	令和8年10月上旬
応募資格審査結果の送付（発送日）	令和8年10月中旬
提案書類（参考見積書及び技術提案書）の受付（開始～締切）	令和8年10月中旬～11月中旬
第2回審査会	令和8年11月下旬
技術提案書等に関するプレゼンテーション	令和8年12月下旬
第3回審査会	
事業者選定結果公表	令和9年1月上旬
基本協定締結	令和9年2月上旬
設計業務委託契約締結	令和9年2月中旬
工事請負契約締結	事業者の提案内容による

2.2 実施方針等に関する質疑等

(1) 質問の受付・回答

実施方針等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

項目	内容
受付期間	実施方針公表後から令和8年5月29日（金）17時必着とする。
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。
質問書の様式	様式第1号
電子メールの件名	電子メールの件名は、「伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業実施方針等に係る質問書の送付について」とすること。
提出先及び電子メール 到着確認に関する 問合せ先	伊丹市上下水道局経営企画室経営企画課（事務局） 〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1番地2 電話番号：072-783-1600（直通） 電子メール：561100@city.itami.lg.jp

(2) 質問の回答

実施方針に関する質問への回答は、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。ただし、質問者の特殊な技術・ノウハウ等に関わり、質問者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。なお、意見書については、公表しないととも回答は行わない。

項目	内容
公表日（予定）	令和8年6月上旬予定

(3) 問い合わせ先

問い合わせ等の窓口は、以下のとおりとする。

（担当窓口及び提出先）

伊丹市上下水道局 経営企画室 経営企画課
〒664-0881 兵庫県伊丹市昆陽1丁目1番地2
電子メール 561100@city.itami.lg.jp

2.3 実施方針等に関する説明会の実施

実施方針等の公表にあわせて、本事業の概要及び本局の考え方を説明することを目的として、対面による説明会を実施する。説明会は、次の要領で開催する。

(1) 説明会の参加申込

実施方針等に関する説明会の参加申込の要領を下記に示す。

項目	内容
参加申込期間	実施方針公表後から令和8年5月8日（金）17時必着とする。
参加申込方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。
参加申込の様式	様式第2号
電子メールの件名	電子メールの件名は、「伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業実施方針等に係る説明会参加申込書の送付について」とすること。
提出先及び電子メール 到着確認に関する 問合せ先	伊丹市上下水道局経営企画室経営企画課（事務局） 〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1番地2 電話番号：072-783-1600（直通） 電子メール：561100@city.itami.lg.jp

(2) 説明会の開催

実施方針等に関する説明会の実施要領を下記に示す。

項目	内容
実施日時	令和8年5月15日（金） 14時から 1時間程度 ※申込多数の場合は、参加者に対して時間の調整を行う場合がある。
実施場所	東リ いたみホール 3F 大会議室 （兵庫県伊丹市宮ノ前1丁目1番3号）
当日持ち物	実施方針、要求水準書（案）、募集要項（案）、名刺等の身分証 ※各資料は、参加者が各自で持参すること。当日の会場での配布は行わない。

第3章 事業者の応募資格要件

3.1 応募者の構成

- ① 応募者は、設計企業と建設企業を兼ねる単体企業（以下「単体企業」という。）、又は設計企業及び建設企業を含む複数の企業等により構成される特定建設工事共同企業体とするグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募グループの代表企業は建設企業とし、参加表明書により代表企業であることを明示するとともに、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。
- ③ 単体企業は、設計企業及び建設企業の資格要件を満たすこととする。
- ④ 単体企業の場合は、伊丹市内に本社・本店を置く地元の企業に対して、少なくとも1者以上に業務を下請発注すること。
- ⑤ 応募グループに地元企業を含めない場合は、伊丹市内に本社・本店を置く地元の企業に対して、少なくとも1者以上に業務を下請発注すること。
- ⑥ 地元建設企業以外の管工事企業に対して、応募グループの構成員に含めること、又は下請発注とすることができる。
- ⑦ 各企業に必要な資格要件は、「3.3 応募者の備えるべき応募資格要件」による。

3.2 事業スキーム

本事業の事業スキームは、下図に示すとおりとする。

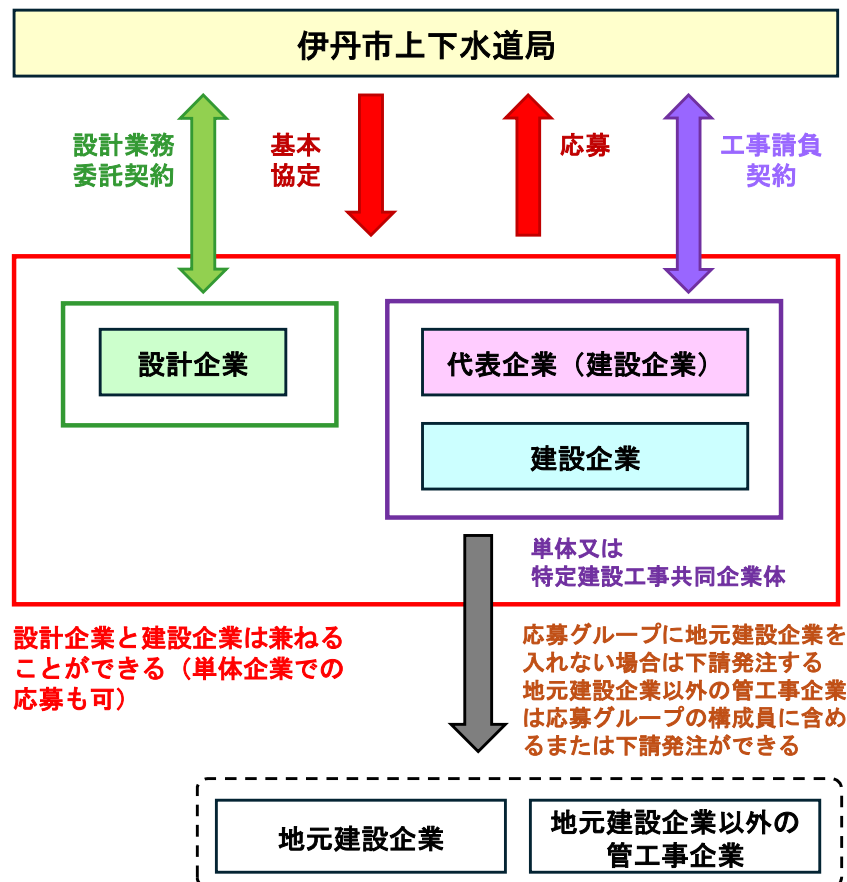


図 3.1 事業スキーム

3.3 応募者の備えるべき応募資格要件

(1) 応募者に共通する資格条件

応募者を構成するすべての企業は、次に掲げるすべての要件に該当する者に限る。

- ① 契約締結日までに伊丹市入札参加資格者名簿に登録手続きを完了できていること。
- ② 伊丹市上下水道局入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市上下水道局入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- ① 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)における「上水道及び工業用水道部門」に登録していること。
- ② 平成22年度以降に、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第5項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した上水道及び工業用水道における呼び径500mm以上の管路の詳細設計業務を受注し、完成した実績を有すること。
- ③ 次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置できること。ただし、同一の技術者が i) と ii) を兼務することはできない。

i) 管理技術者

技術士(総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】)の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者(応募資格審査書類提出日において、連続して3か月以上の雇用関係にある者であること。)

平成22年度以降、上水道及び工業用水道における管路の詳細設計業務を、管理技術者あるいは照査技術者として経験していること。

ii) 照査技術者

技術士(総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】)の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者(応募資格審査書類提出日において、連続して3か月以上の雇用関係にある者であること。)

平成 22 年度以降、上水道及び工業用水道における管路の詳細設計業務を、管理技術者あるいは照査技術者として経験していること。

(3) 建設企業（代表企業）の資格要件

建設企業は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- ① 契約締結先となる営業所等が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 水道施設の経営事項審査における総合評定値（P 点）が 700 点以上であること。
- ③ 平成 22 年度以降に、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した上水道及び工業用水道における呼び径 500mm 以上の管路工事を受注し、完成した実績を有すること。
- ④ 公益社団法人日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証（大口径管）」又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会が発行する「JDPA 継手接合研修会受講証（耐震管（呼び径 500mm 以上）」を保有する主任又は監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置できること
- ⑤ 次の i) の要件を満たす技術者を配置すること。また、ii) 及び iii) のいずれかの要件を満たす技術者を配置できること。

i) 統括責任者

設計施工の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。統括責任者は、本局との統括的な連絡窓口となるが、本事業は長期間にわたるため、本局の承諾を得た上で、代理となる連絡窓口（代表企業に限る。）を定めることができる。なお、統括責任者は主任又は監理技術者を兼ねることができる。

ii) 主任技術者

建設業法に定める水道施設工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。本事業では、原則として工区ごとに工事請負契約を本局と締結する。このため、複数工区を同時に契約する場合には、契約ごとに主任技術者も配置する必要がある。

iii) 監理技術者

建設業法に定める水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を修了している者を配置できること。本事業では、原則として工区ごとに工事請負契約を本局と締結する。このため、複数工区を同時に契約する場合には、契約ごとに監理技術者も配置する必要がある。

(4) 地元建設企業の資格要件

地元建設企業は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- ① 伊丹市内に本社又は本店を有していること。
- ② 契約締結先となる営業所等が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規

定に基づく水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

- ③ 水道施設の経営事項審査における総合評定値（P点）が400点以上であること。
- ④ 平成22年度以降に、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した上水道及び工業用水道における管路工事を受注し、完成した実績を有すること。
- ⑤ 公益社団法人日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証（大口径管）」又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会が発行する「JAPA 継手接合研修会受講証（耐震管（呼び径500mm以上）」を保有する主任又は監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置できること。
- ⑥ 次の要件を満たすいずれかの技術者を配置できること。
 - i) 主任技術者
建設業法に定める水道施設工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。
 - ii) 監理技術者
建設業法に定める水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を修了している者を配置できること。

(5) 地元建設企業以外の管工事企業の資格要件

管工事企業は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- ① 兵庫県、大阪府内に本社又は本店を有していること。
- ② 契約締結先となる営業所等が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 水道施設の経営事項審査における総合評定値（P点）が700点以上であること。
- ④ 平成22年度以降に、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した上水道及び工業用水道における呼び径300mm以上の管路工事を受注し、完成した実績を有すること。
- ⑤ 公益社団法人日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証（大口径管）」又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会が発行する「JAPA 継手接合研修会受講証（耐震管（呼び径500mm以上）」を保有する主任又は監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置できること。
- ⑥ 次の要件を満たすいずれかの技術者を配置できること。
 - i) 主任技術者
建設業法に定める水道施設工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。
 - ii) 監理技術者
建設業法に定める水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を修了している者を配置できること。

(6) 応募者の制限

本事業の発注支援業務に関わる者と資本面又は人事面において関連がある者については、本事業の応募者になることはできない。

- ① 本事業の発注支援業務に関わっている者
 - i) 株式会社日水コン
 - ii) 三浦法律事務所
- ② 発注支援業務に関わる者と資本面や人事面で関連がある者
 - i) 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいう。
 - ii) 「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

3.4 応募者の資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者を構成する企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から優先交渉権者の決定日までの間、「3.3 応募者の備えるべき応募資格要件」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

- ① 単体企業又は応募グループの代表企業が資格要件を喪失した場合
当該単体企業又は当該応募グループを失格とする。
- ② 応募グループの代表企業以外の企業が資格要件を喪失した場合
当該資格要件を喪失した企業を除外し、当該企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本局へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けた上、企業の役割分担の変更、又は企業の追加を認める。

第4章 応募の手続き等

4.1 募集要項等

(1) 募集要項等の公表

募集要項等の公表を行い、募集要項、要求水準書、契約書（案）及び事業者選定基準等を随時本局ホームページで公表する。

(2) 募集要項等に関する質問の受付等

本局は、募集要項等に関する質問を受け付け、質問に対する回答を公表する。質問の方法等は「募集要項」において提示する。

4.2 応募資格の審査

(1) 応募資格要件の検査

本局は、応募者から提出された応募資格審査書類により応募資格要件を満たしていることを審査する。

本局は、提出された応募資格審査書類を審査した上、必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加資料の提出を求めることがある。

(2) 応募資格審査結果の通知

本局は、応募資格審査の結果を応募者に通知する。

4.3 選定委員会

本局は、事業者の選定に際して、「伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、事業者選定基準をあらかじめ決定し、事業者選定基準に基づいて応募者の提案書等の評価を行う。

4.4 優先交渉者の決定及び公表

(1) 提案書の受付

応募者から、資格審査に必要な書類、本事業に関する価格提案及び事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書等の提出方法及び提案に必要な書類の詳細等については、「募集要項」に示すとおりである。

(2) プレゼンテーションの実施

応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

(3) 優先交渉権者の決定

本局は、提出された提案書について総合的に評価を行い、選定委員会の審査を経て、最優秀提案者を本事業の優先交渉権者とし、次点であった者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が 1 者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者に通知するとともに本局ホームページで公表する。

第5章 提出書類の取扱い

5.1 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本局は、本事業の公表のため及びその他本局が必要と認める場合、応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

5.2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって本局が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、本局に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第6章 事業者の責任明確化等工事の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

6.1 基本的な考え方

本事業では、施設の設計及び施工の契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、本局が責任を負うものとする。

6.2 要求水準と契約不履行

要求水準と契約不履行に関する事項を以下に示す。

- ① 本事業の設計及び施工に関する要求水準は、別途、要求水準書（案）に示す。
- ② 本局は、設計成果物及び工事目的物が募集要項公表時に示す要求水準書に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対して修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。
- ③ 本局は、上記②の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

6.3 技術提案等が達成されなかった場合の対応

事業者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、事業者は本局の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

6.4 予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

設計及び施工に関するリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、本局がリスクを負う。

本事業で予想されるリスクについて、本局と事業者の分担を表 6-1 及び表 6-2 に示す。

表 6-1 リスク分担 (1/2)

番号	リスクの種類		説明	リスク負担	
				本局	事業者
1	法制度	許認可リスク	本局が取得すべき許認可の遅延による事業への影響	○	
2			事業者が取得すべき許認可の遅延による事業への影響		○
3		法令変更リスク	法制度・許認可の新設・変更（本事業に直接影響を及ぼすもの）	○	
4			広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
5		税制変更リスク	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更		○
6			本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更	○	
7	経済	物価変動リスク	人件費及び資機材の物価上昇に伴う費用及び価格高騰	○	
8		金利変動リスク	本事業に係る金利変動に係る費用増減		○
9	社会	住民対応リスク	本事業の実施そのものに関する地元合意形成	○	
10			事業者が行う業務（調査・工事）に関する地元合意形成		○
11		環境問題リスク	本局が行う業務に起因する環境の悪化	○	
12			事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		○
13		第三者賠償リスク	本局の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償（本局の指示による事故発生の場合など）	○	
14			事業者の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償		○
15	災害	災害リスク	戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止	○	
16	契約	入札説明リスク	募集要項や手続き等の誤り、内容の変更による事業への影響	○	
17		契約締結リスク	本局の事由による契約の未締結	○	
18			事業者の事由による契約の未締結		○
19		債務不履行リスク	本局の事由による（発注者の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
20			本局の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
21			事業者の事由による（事業破綻、事業放棄等）工事の中止・延期		○
22		発注者責任リスク	工事請負契約の締結に関しての責任	○	
23			工事請負契約の内容に関しての責任	○	
24			工事請負契約の内容変更を行う際の対応	○	
25	保険リスク	設計・工事段階のリスクをカバーする保険の加入		○	
26	設計	測量・調査リスク	本局が実施した測量・調査の不足	○	
27			事業者が実施した測量・調査の不足		○
28		設計リスク	本局の事由（提示条件や配管ルート等の大幅な変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
29			事業者の事由（提案の不備、事業者の事由による履行遅れ、設計不備等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○

表 6-2 リスク分担 (2/2)

番号	リスクの種類		説明	リスク負担		
				本局	事業者	
30	地中埋設物リスク		既存資料で把握及び想定不可能な土壌汚染、地下埋設物	○		
31			既存資料で把握及び想定可能な地下埋設物		○	
32			文化財の存在	○		
33	工事	用地リスク	工事に要する資材置き場、仮設道路等の確保		○	
34		現場リスク	工事の現場管理		○	
35		工事遅延リスク	本局の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	○		
36			事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		○	
37		工事費増大リスク	本局の事由による設計返答等に伴う工事費の増大	○		
38			想定が困難な地下構造物や他企業埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	○		
39			事業者の事由による工事費の増大		○	
40		設計工事共通	安全確保リスク	調査、工事等における安全管理の実施		○
41		引渡	性能リスク	要求性能が不適合（施工不良を含む）であった際の対応		○
42	引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等				○	

第7章 契約に関する事項

7.1 契約手続き

(1) 契約の条件

優先交渉権者と本局は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

(2) 契約の解除

優先交渉権者が「3.4 応募者の資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合、本局は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と基本協定締結の交渉を行う。ただし、「3.4 ②応募グループの代表企業以外の企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本局へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本局が認めた場合は、この限りではない。

7.2 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

本局と事業者は、基本協定を締結後、提案書類に示す見積書（設計業務委託費用）に基づき、設計業務委託契約を本局と締結する。ただし、詳細設計期間中に不可抗力により発生した変更については、変更契約の対象とする。

詳細設計の完成後、提案書類に示す見積書（工事請負費用）と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた詳細設計工事額に基づき、原則として工区ごとに工事請負契約を本局と締結する。工区は最大7つとしており、工区数に応じた契約本数となることが基本であるが、事業者提案により複数工区を一括して工事請負契約を締結することは可能とする。

(2) 対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

項目	内容
基本協定	本局と応募グループ あるいは、本局と単体企業
設計業務委託契約	本局と応募グループの設計企業 あるいは、本局と単体企業
工事請負契約	本局と応募グループの代表企業 あるいは、本局と単体企業

(3) 締結時期及び契約期間

基本協定及び各契約の締結時期並びに各契約の契約期間の予定を以下のとおり示す。なお、各契約締結時期については初年度の契約締結時期を、各契約期間の終期については本事業期間の終期を示している。

項目	内容
基本協定締結	令和9年2月
設計業務委託契約締結	令和9年2月
工事請負契約締結	事業者の提案内容による
設計業務委託契約期間	契約日の翌日から令和18年3月31日まで(事業者との提案協議による)
工事請負契約期間	契約日の翌日から令和18年3月31日まで(事業者との提案協議による)

(4) 契約保証金

設計業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

第8章 支払条件

8.1 費用の構成

費用の構成は、以下に示すとおりである。

項目		該当する業務
設計	設計費	調査業務
		詳細設計業務
		設計に伴う各種申請等の業務
		交付金申請書作成支援業務
工事	工事費	工事業務
		通水準備補助業務
		工事に伴う各種許認可等の申請業務
		交付金申請書作成支援業務
		家屋調査業務
		変更及び出来高精算業務

8.2 費用の調達

設計及び工事に要する費用は、本局が調達するものとする。

8.3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各契約書に基づき支払うものとする。

8.4 物価変動による工事費の変更

物価上昇による工事費の変更については、以下に示すとおりとする。

- ① 工事請負契約書に基づき協議するものとする。
- ② 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合には、本局と事業者が協議して対応を定めるものとする。

第9章 モニタリング

9.1 モニタリングの目的

本局は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類等に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

本局のモニタリングにより、事業の実施状況が契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講ずるものとする。

9.2 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、事業の実施状況が要求水準書等に定める要件及び提案書に示した内容を満たしていることを確認するため、セルフモニタリング計画書を作成し、本局の承認を得た後にセルフモニタリングを行うこと。

第10章 事業内容や契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業内容又は契約の解釈について疑義が生じた場合は、本局と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する措置に従う。

また、本事業に関する紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第11章 その他事業の実施に関し必要な事項

11.1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、「伊丹市情報公開条例」に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、本局のホームページ等を通じて適宜行う。

11.2 本局からの提示資料の取扱い

本局が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

11.3 応募に伴う費用負担

応募者の応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。